

中国における知的財産権事件に おける訴訟戦略－適切な賠償額の 獲得に向けて



康信国際特許事務所

陳鈞

康信国際特許事務所（Kangxin Partners, P.C.）は、中国国内外の特許・商標出願代理の資格を有し、知的財産業務全般を提供できる国際特許事務所である。1994年設立以来、北京を拠点とし、西安、アメリカ、ヨーロッパ、日本に支所を設けている。陳鈞氏は、康信国際特許事務所のパートナー弁理士。北京市第一中级人民法院の判事、電機メーカーの法律顧問を歴任した後、現職に到る。訴訟および紛争解決が専門。

知的財産権の権利者にとって、知的財産権訴訟の重要な目的の一つは、訴訟を通じて適切な賠償金を獲得するである。ただし、中国において、大部分の知的財産権事件の賠償額が比較的低額であるため、権利者が積極的に権利行使をする意欲に対してマイナスの影響を与えている。本稿は、特許を始めとする知的財産権の保有者が、知的財産権訴訟を通じて適切な賠償金を獲得するための訴訟戦略を説明する。

1. 証拠保全の申し立て

訴訟実務において、権利侵害に対する賠償額は、通常、権利侵害者が侵害行為によって得た、全ての利益に基づいて算定される。賠償額の算定に際して、権利侵害製品の数は、重要な証拠となる。一方、中国の弁護士が証拠収集する権限は限られているため、実際、事件を処理する際に、権利侵害者の生産または販売の数量に関する情報は入手しにくい。したがって、人民法院（裁判所）に証拠保全を申し立てることが、かなり有効な手段となる。人民法院の強制力により、被告の侵害製品の数量およびその利益に関する証拠を収集すれば、この証拠は賠償額の計算の有力な基礎となる。権利者は、たとえば、帳簿、販売記録、契約等、侵害者の生産または販売の数量に関する証拠について、人民法院に証拠保全を申し立てることができる。過去の知的財産権関連の事件のうち、巨額な損害賠償が認められた正泰グループがフランスシュナイダー社を訴えた事件(*1)では、人民法院は、証拠保全によりシュナイダー社の関連製品の販売額と税務機関に申告した製品利益率などの証拠を取

得し、3.35 億元の損害賠償金の支払いを命じた。同じように、2014 年末の広葉グループが加多宝社を訴えた不正競争紛争事件(*2)において、人民法院は、原告側の申し立てにより証拠保全を行い、被告側の製品販売リスト、税務申告表などの証拠を取得し、最終判決では 1.5 億元の損害賠償金の支払いを命じた。

実務上、全ての証拠保全の申し立てが人民法院に認められるわけではない。原告側は、以下の事項に注意しなければならない。

(1) 証拠保全の必要性の説明。被告側の原因で、証拠が滅失、または、将来取得困難の可能性があり、原告側は、合理的に努力しても自ら証拠収集できない事実を、証拠保全の申し立てに際して、説明する必要がある。

(2) 権利侵害事実を証明すること。例えば、被告側の製品または方法が、原告側の特許権の保護範囲に属していることを証明する。

(3) 財産類の証拠について、証拠保全を申し立てる場合、相応の担保を提供する必要がある。

総じていえば、人民法院に証拠保全の申し立てが認められるように、原告側は、最大限の努力をして証拠保全の必要性を説明し、積極的に証拠保全の措置を利用すべきである。

2. 権利侵害製品の数の関連証拠または専利用許諾料の関連証拠

証拠保全の申し立てが人民法院に認められなかった場合、権利者は、自らの努力により、可能な限り権利侵害製品の数またはその他の関連証拠を収集しなければならない。

一つの方法として、信頼できる第三者から生産または販売の数に関する証拠を取得することが挙げられる。通常、行政管理機関、登録機関、業界団体などにより発行された証明書類、公開出版物または登録書類等は比較的強い証明力を有する。たとえば、ネオプラン社が中威客車社を訴えた意匠権侵害事件(*3)において、権利者が自動車工業会の 2005～2007 年の乗用車販売に関する統計データを提供し、被告側の乗用車販売量が 5000 台を超えていたことを証明した。その証拠に基づき、2000 万元以上の損害賠償金の支払いが命じられた。

また、被告側とその関連企業とが締結した製造または販売契約により、権利侵害製品の数を取得できる。例えば、武漢の晶源社が富士化水を訴えた事件、華陽社が特許権を侵害した事件、および嘉裕社と中糧社との商標権紛争事件(*4)等において、このような証拠が人民法院に認められており、それぞれ、5000 万元以上、1061 万元など多額な損害賠償金が命じられた。

もう一つの方法として、使用許諾料の関連証拠を提供することができる。中国商標法、専利法には、使用許諾料の料率を参照して損害賠償金を確定できることが規定されている。権利者は、第三者との間で締結した知的財産権使用許諾契約を提供するだけでなく、第三者の基本情報を示す証拠（たとえば、第三者の登記簿）や契約が履行されたことを示す証拠（たとえば、使用許諾料の支払い証拠、税金支払いの証拠、関連製品の製造または販売または製造計画状況など）を提出すべきである。なお、使用許諾料が明らかに不合理、または当該業界の平均レベルよりはるかに高い場合、その証拠は損害賠償の根拠とされない。また、契約当事者双方に特別な利害関係がある場合や、特別の事情により契約締結日を遡って締結された契約、虚偽の契約などの証拠は、賠償金計算の根拠とされない。

3. 補充証拠としての、権利侵害行為の具体的な状況の提供

法に基づく損害賠償額の確定に際しては、各種の要素が影響を与える。権利者は、被告の権利侵害行為の長期性、悪質性（故意の侵害など）、および権利侵害行為の範囲、規模の大きさなどを証明できる証拠を提出すべきである。また、権利侵害行為により、原告の名誉、知名度などに対して悪い影響が及んだことを証明できれば、比較的高い賠償金を取得するための有力な証拠となる。例えば、2014 年末の琼瑶（陳喆）が于正を訴えた著作権紛争事件(*5)において、原告が提供した証拠により、人民法院は、事件にかかわる作品の性質、類型、影響力、被告の使用情状、権利侵害作品の使用期間、使用範囲、被告の収益状況などの要素を参酌した上で、被告に 500 万元の損害賠償金の支払いを命じた。

上記のように、中国において、権利者が有力な証拠を利用することにより比較的
に高い損害賠償金を取得することが可能となった実例がある。積極的に人民法院に
証拠保全を申し立て、あるいは、権利侵害製品の数、利益などを証明できる証拠を
提供することは、権利者によって非常に重要な訴訟戦略といえる。

注：

- *1 江省温州市中級法院(2006)温民三初字第 135 号民事判決
- *2 広東省高級法院(2013)粵高法民三初字第 2 号民事判決
- *3 北京市第一中級法院(2006)一中民初字第 12804 号民事判決
- *4 最高法院(2005)民三終字第 5 号民事判決
- *5 北京市第三中級法院(2014)三中民初字第 07916 号

(編集協力：日本技術貿易株式会社)